

第3号議案 令和7（2025）年度事業計画（案）

認定 特定非営利活動法人 おおいた成年後見権利擁護支援センター

【基本方針】

障害があってもなくても、地域で、違いを認め合い、みんなと一緒に暮らす事ができる地域づくりがすすむ事を願い、当法人のスローガン「お互いが思いやりを持って、協働しあう、心あたたまる地域づくりを目指します」をかけ、役割を確実に果たしていきます。

【重点項目】

1. 成年後見制度利用促進の周知活動と支援

- (1) 法人後見人として受任し、被後見人の意思確認をおこないながら財産管理並びに身上保護を実施する
- (2) 広報・啓発(制度の広報周知)
- (3) 相談受付等(相談・情報提供)
- (4) 成年後見制度の利用促進(後見等申立て支援等)
- (5) 法人後見支援員へのバックアップ体制の充実

2. 孤独・孤立解消への対策

〈目的：側面的支援（エンパワメント）を行うことで、孤独・孤立を防ぎます。〉

- (1) 地域見守りたい事業やおたがいさま事業・ごはん応援事業等を通して、顔と顔の見える関係性をつくり、支援を継続することで信頼関係を築きます。
- (2) 支援者や参加者がお互い気軽に会話を交わし、日ごろのちょっとした困りごとが相談できる環境をつくります。

3. 支援者の資質の向上

- (1) 研修会等の開催

1. 成年後見事業

- (1) 法人後見人として受任
- (2) 財産管理並びに緊急支援等は法人で行い、身上保護(2回/月)の面談は法人後見支援員がおこなう
- (3) 法人後見支援員への指導教育・バックアップ支援の充実
いつでも困ったときに、相談が出来る場所の提供：月曜日～金曜日まで（9時～16時まで相談窓口の開設）

2. 権利擁護支援事業

①バトン市民後見人養成講座 未定

- 1) 目的：認知症や障がいなどで判断能力が低下した方の権利と財産を守るため、成年後見制度を活用の活用支援と法人後見支援員の育成
- 2) 内容：30 単位・60 時間予定(後見活動や権利擁護支援に必要な科目)
- 3) 日時：未定
- 4) 場所：リアルとオンラインのハイブリット方式
- 5) 対象者：大分県下の住民

②成年後見制度に関する相談(津久見市社協)⇒ 令和7年度からはバトン事務所で行う予定

- 1) 目的：権利擁護と成年後見制度の啓発普及のため
- 2) 内容：権利擁護と成年後見制度等の困りごとの相談を受ける
- 3) 日時：1回/月、第4水曜日 13:30～15:30
- 4) 場所：無料で、津久見市社協ふれあいセンター
- 5) 対象者：大分県下の住民

★バトン何でも相談会

医療・福祉・介護保険・障がい・消費者被害・労務関連等各種専門職が一堂に会し、相談を受けます。
予定回数：1回 6月 or 令和8年1月 予定

③行政専門職のための事例検討会・勉強会 バトンゼミナール(地域の質の良い支援者の育成)

- 1) 内容：事務局で準備した事例等で事例検討会他
- 2) 日時：未定
- 3) 場所：リアルとオンラインのハイブリット方式 公民館等会場 or バトン事務所
- 4) 対象者：法人後見支援員のフォーローアップ研修、行政職員、地域の相談員、社会福祉士ケアマネ、福祉従事者、権利擁護支援、社会貢献活動に关心のある一般市民等

④★バトンカフェ (2回/月開催)

毎月第2日曜日：臼杵商工会議所1階フロア と 第4日曜日：臼杵市観光プラザで開催

1.要支援者の早期発見早期対応のためと、居場所づくりを目的に開催する。

障がいがあっても、なくても、誰もが集える場を、みんなでつくっていきます。

顔と顔の見える関係づくりを広げて、何かあったら、お互いさまの精神で、助け合っていく、思いやりのある心あたたまる地域にみんなでしていきましょう。

対象は、0歳から120歳まで、障がいがあっても、無くともどなたでも(ごちゃまぜ)参加できます。

2.新たにカフェ設置を希望している団体等への開催アドバイス指導。

⑤おたがいさま事業・ごはん応援事業

高齢や障がいがある方、子育て家庭等へ食品や日用品、お弁当の配布等。

ごはん応援事業：餃子の王将子ども弁当配布 4月2日・4日 50個ずつ計100個提供済

⑥バトン地域見守りたい事業

バトンゼミナール・バトン市民後見人養成講座修了者が、支援として見守り支援が必要な方のお手伝いをします。

⑦バトン図書館

不要になった書籍を寄付していただき、無料で貸し出しを行います。貧困家庭の負の連鎖等が問題になっています。貧困から抜け出すための方法として、学力や知識を身につけることだと言われています。また、児童虐待等の早期発見にもつながる活動です。

⑧バトン講師派遣事業

バトン講師派遣事業は、講師登録制で 60 分 2 万円で、登録者が受託する事業です。行政や各団体、事業所などに、講義名、講義内容、講師名等の一覧表を配布して、依頼を受け日程等の調整を行います。

⑨総合相談(随時何でも相談)

- 1) バトンカフェで「なんでも相談会」を開催します。
- 2) 保健・医療・福祉・権利擁護に関する相談全般を、随時受付けています。

⑩バトン行政職員・専門相談員・ケアマネ・ケアスタッフのための相談窓口

⑪死後事務委任契約

⑫ボランティア・研修受入れ事業

⑬任意代理契約事業

必要に応じて契約により支援をおこないます。

⑭事業所と相談契約

契約により会社や事業所のヘルスメンタルケアや職員への相談支援をおこないます。

⑮権利擁護支援実践協議会

成年後見制度利用促進に寄与するための活動です。地域の関連機関との会議や支援活動、学習会等を行い、権利擁護支援の必要性とその普及を図ります。

⑯エンパワメント事業

支援が必要な方(子ども・障がい者・高齢者等)へ必要に応じて、自分らしく生きるための自己決定力向上のお手伝いをこなっていきます。

3. 法人内の取り組み

(1)会議の開催

総会、理事会、職員会議、相談員会議、法人後見支援員会議を開催します。

(2) 支援者の拡大

当法人の活動やパンフレット等をとおして、バトン支援者(正会員、賛助会員、寄付者)の拡大を目指します。

(3) 委員会や研修会、報告会等への参加